

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。</u>）を除く。）</p> <p>ロ、ホ（略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ（略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</u></p> <p>ト（略）</p> <p>三（略）</p>

二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融</p>

商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ ト (略)

三 (略)

商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ ト (略)

三 (略)

三 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

四 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

六 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十条第二項（同法第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三〽三十五（略）</p> <p>二〽四（略）</p> <p>別紙様式一〽四（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十条第二項</p> <p>十三〽三十五（略）</p> <p>二〽四（略）</p> <p>別紙様式一〽四（略）</p>

七 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第七項（定義）</u>に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法<u>第二条第三項（定義）</u>に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第三項（定義）</u>に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第</p>

二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第七項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ ト (略)

三 (略)

二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ ト (略)

三 (略)

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>